

# 横浜市立西柴小学校 いじめ防止基本方針

H.26.3 策定 (R6.4 改定)

## 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめとは

「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめを防止するための基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を見出す。お互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因になりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### (3) 「西柴小学校いじめ防止基本方針」策定のねらい

保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ、「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、適切かつ迅速、組織的に対応することを目的とする。

## 2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

校長、副校長、各学年主任、養護教諭、児童支援専任  
必要に応じて心理や福祉等の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月一回以上定期的に開催する。各学年の児童の様子を報告し、いじめと判断される事例がある場合は管理職に相談後、ケース会議を開き、対応を考える。
- ・児童や保護者から相談がある場合は、担任、学年主任、関係している職員、養護教諭、専任教諭などで話し合い、早急に解決する。管理職にも報告をする。

- ・いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方法を決定するとともに、会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

#### ①いじめの未然防止

いじめが起らないよう、学校では日々の授業や朝会・集会など、機会あるごとに児童に対して注意を喚起し、呼びかける。友人や学級での健全な人間関係のあり方、自己の有用感を養うことを児童指導の基本とする。

#### ②早期発見・早期対応

いじめを見逃さない体制を全校でつくる。児童の相談活動を充実させるとともに教職員の資質向上に努める。

#### ③適切な対処・措置

児童とその保護者・家庭との信頼関係の確立に努める。警察・児童相談所・療育センターなどの関係諸機関、地域との連携を深め、万一の事案発生の場合には、適切で迅速な対処を行う。

#### ④取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正する。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検と学校いじめ基本方針の見直しを行う。

## 3. いじめの未然防止、早期発見、事案対処

### (1) いじめ未然防止

#### ①どの子ども安心して、自分の力を発揮できる集団を育てる。

- ・「西柴小ルールブック」等に基づいた指導により、規範意識を高める。
- ・挨拶は、コミュニケーションのはじめの一歩ととらえ、あいさつ運動に取り組み、家庭、地域とともに進んで挨拶する子を育てる。
- ・Y-P アセスメントや生活アンケートの定期的な実施を通して、児童の実態を正確に把握する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を実態に合わせて実施する。

#### ②「分かる授業」でどの子ども学ぶ楽しさを実感できるようにする。

- ・落ち着いて学習に集中できるよう、教室環境を整える。
- ・指示・発問や板書の工夫をし、安心して参加できる授業をつくる。
- ・児童自身が達成感を味わい、自分の成長に気づくことができるような活動を行う。

#### ③自己有用感をもち、友達とよりよく関わろうとする子を育てる。

- ・委員会、クラブ活動、学級活動、児童会活動などで個々のよさを発揮できる場を設定し、自

己有用感を育てる。

- ・「ともキラ活動(たてわり活動)」を通して、相手のことを考えて行動できる力を育てる。

#### ④研究・研修の充実

- ・校内研修・校内研究、区・市の研究会を通し、児童が分かる授業の方法や、己有用感、人権感覚を育てる方法を研究する。

### (2) いじめの早期発見

いじめの疑いがあるときには、学級担任や一部の職員で抱えることなく、必ず「学校いじめ防止対策委員会」が中核となって判断や対応を行う。

- ・ 朝の会や帰りの会、授業中などで児童一人ひとりの顔を見て、いつもと違う様子に気づくことができるようにする。
- ・ 教育相談や生活アンケート、Y-P アセスメントなどから児童の悩みを見過ごすことなく発見し、対応できるようにする。
- ・ インターネットを通したいじめへの対応、及び情報モラル教育の推進をする。
- ・ 保護者や地域と協力し、学校や家庭、登下校中の様子などについて情報交換したり、持ち物の様子や言動の変化などにアンテナを高く張ったりして、指導に役立てる

### (3) いじめに対する措置

#### ○初期対応

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を直ちに開き、事実把握と指導の方針等を検討する。
  - ・ 役割分担(情報集約、記録、保護者対応)を明確にする。
  - ・ 二次的なトラブルを防止するための対策を徹底する。
- ① 被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア。
  - ② 被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害児童への聞き取り及び指導。
  - ③ 被害児童の保護者への説明及び意向の確認と支援。
  - ④ 被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導と支援依頼。

#### ○中・長期的な対応を

- ・ 複数の目による定期的な状態把握(アンケートの活用)、報告会及び全体研修会の実施。
- ・ 児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり
- ・ いじめを許さない児童間の風土づくり
- ・ 5WIH(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)のメモをとり、職員がいつでも共有できるようにする。

#### ○他機関との連携

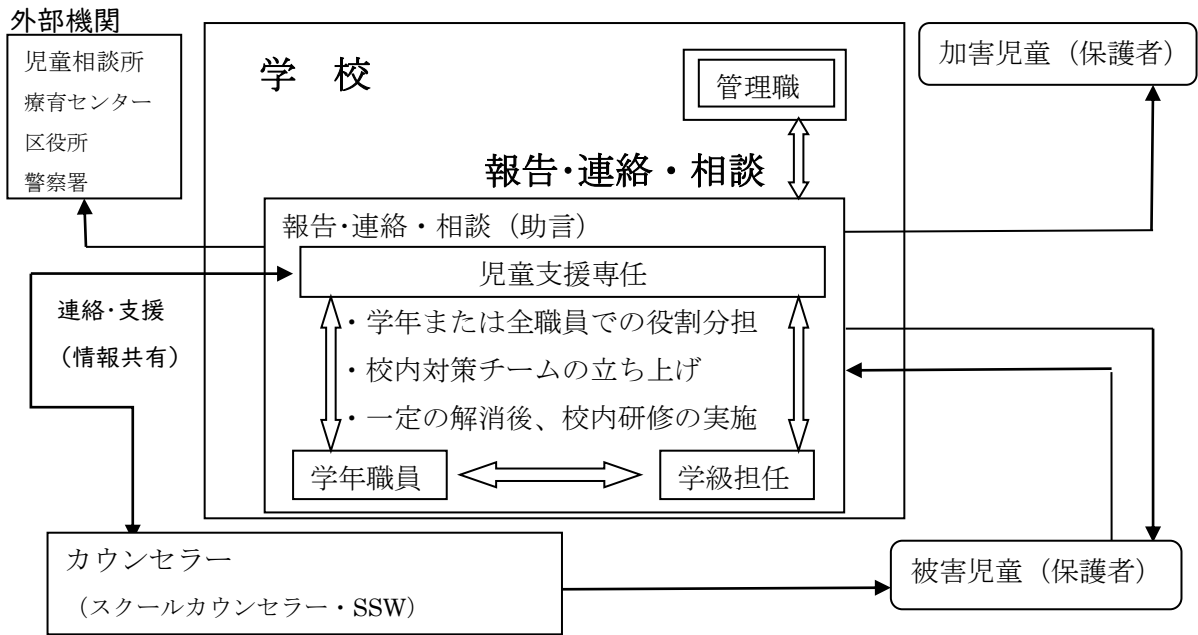
金沢警察署・南部児童相談所・子ども家庭支援センター・南部教育委員会への相談

### (4) いじめの解消

いじめ解消の要件は、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。定例の「学校いじめ防止対策委員会」で確認をする。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① いじめの行為が少なくとも3か月以上(目安)止んでいること。</li><li>② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。</li></ol> |
|--|

【対応フロー図】



(5) 教職員等への研修

年度初めに、学校いじめ防止基本方針に関する研修を行い、全職員がいじめを許さないとした毅然とした態度を身につけられるようにする。

- ・ 児童理解の推進
- ・ いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- ・ 計画的な研修の実施

(6) 学校運営協議会の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「幼保小交流事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	保護者・地域連携
4	年間活動計画の作成、 学校のきまり、スタンダードの共通理解 配慮を要する児童の共通理解	・基本方針説明（学校説明会等） ・学級懇談会
5	・Y-P アセスメント実施① ・ともキラ全校遠足（たてわり）	・地域訪問
6	・あいさつ運動 ・いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・教育相談）	・西柴中ブロック地区別懇談会 ・学校運営協議会 ・学家地連
7	・人権研修、特別支援教育研修、 いじめ防止校内研修等の実施	保護者面談 ・地区懇談会

登下校の見守り  
↓  
いじめの認知・支援方針の決定  
学校いじめ防止対策委員会（月一回・随時）

	・小中ブロック横浜子ども会議(西柴小・西柴中)		
8	・児童支援専任教諭、夏季研修会(危機管理演習)を受け、 校内に共有 ・横浜子ども会議(金沢区・交流会)	登下校の見守り 学校いじめ防止対策委員会(月一回・随時) いじめの認知・支援方針の決定	
9	・横浜こども会議の報告(全校)		・学校運営協議会 ・学級懇談会
10	・生活アンケート実施 ・非行・被害防止サミット		
11	・Y-P アセスメント実施②		
12	・とべとべフレンドパーク ・人権週間 ・いじめ解決一斉キャンペーン(無記名式アンケート)		・学校評価 ・学校運営協議会 ・学級懇談会
1	・とべとべフレンドパーク(たてわり)		・保護者面談
2	・6年生ありがとう集会(たてわり)		・学校運営協議会 ・入学説明会で説明
3	・年間の振り返り、新年度への引き継ぎ ・いじめ防止基本方針の見直し		
通年	・横浜プログラム実施 ・カウンセラーによる相談		・PTA、地域の方々による登下校の見守り

## 4. 重大事態への対処

### ①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

### ②発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

## 5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCA サイクル)。必要がある場合には、横浜市いじめ防止基本方針を含めて検討し、措置を講じる。